

V. 洗眼液

【添付文書等に記載すべき事項】

【してはいけないこと】

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起りやすくなる)
次の人は使用しないこと
本剤又は本剤の成分、繊維によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に反応すること。〕

【抱養すること】

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
(1) 医師の治療を受ける人。
(2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
(3) 次の症状のある人。
　　・はげしい目の痛み

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、
この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

医師部位	症状
反応	発疹・発赤、かゆみ
目	充血、かゆみ、はれ

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名稱	症狀
ショック	使用後すぐに、皮膚のがゆみ、じんましん、声の嗄れ、くしゃみ、どののかゆみ、息苦しさ、痙攣、意識の混濁等があらわれる。

〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に反応すること。〕

〔用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に記載で以下を記載すること。〕

- (1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。
- (2) コンタクトレンズを装着したまま使用しないこと。
- (3) 洗眼カップは使用前後に水道水で十分に洗浄すること。
- (4) 呼吸したものは使用しないこと。
- (5) 洗眼用にのみ使用すること。

【保管及び取扱い上の注意】

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔〔 〕内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 液の容器に入れ替えないこと（詰めの厚さになつたり品質が変わる。）。

8. ビタミン主要製剤

1. ビタミンA主要製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

(1) 医師の治療を受ける人。
(2) 経年3ヶ月以内の妊娠、妊娠していると思われる人又は妊娠を希望する人。

(妊娠3ヶ月前から妊娠3ヶ月までの間にビタミンAを1日10,000国際単位以上
摂取した妊娠から生まれた児に先天異常の割合が上昇したとの報告がある。)

(3) 1歳未満の乳児。

【1歳未満の用法】

2. 製剤名、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止
し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

服用部位	症状
皮膚	かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐

3. 1ヶ月粒服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、
薬剤師又は登録販売者に相談すること。

(用法及び用量に記述する注意として、用法及び用量の項目に掲げて以下を記載すること。)

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

【小児の用法及び用量がある場合に記載すること。】

(2) [小児の用法がある場合、抑壓により、次に該当する場合には、そのいずれかを記
載すること。]

1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よ
く注意すること。

【3歳未満の幼児の用法がある場合は、喉嚨を除く・丸薬・散カプセル剤の場合に
記載すること。】

2) 哺乳児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意する
こと。

【3歳未満の乳児の用法がある場合はゼリーアップ剤又はゼリードロップ剤の場合に記
載すること。】

(3) 必ず手洗いで服用すること。

【ゼリードロップ剤の場合に記載すること。】

(4) 内服にのみ使用すること。

【アンプル剤の場合に記載すること。】

保管及び取り扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない涼しい所に(密栓して)保管すること。
〔()内は必要とする場合に記載すること。〕

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れるべきないこと(製品の原因になったり品質が変わる)。
〔容器等の旨に正確表示がなされていて、該用のおそれのない場合には記載しなくても
よい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 経年3ヶ月以内の妊娠、妊娠していると思われる人又は妊娠を希望する人。

(3) 1歳未満の乳児。

【1歳未満の乳児】

1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔()内の項目の記載に際し、十分な証拠ベースがない場合には「」を記載すること。〕

2. 服用に際しては、説明文書をよく読みること。

3. 直射日光の当たらない涼しい所に(密栓して)保管すること。

〔()内は必要とする場合に記載すること。〕

II. ビタミンD主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

照載すること

- (1) 直射日光の当たらない、(湿度の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。
〔〔 〕内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと。(誤用の原因になつたり品質が変わること。
【容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてよい。】

【1歳未満の用法がある場合に記載すること。】

2. 調用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

調剤部位	1歳未満の乳児
併用薬	主気・嘔吐

- 〔1歳未満の用法がある場合に記載すること。〕
- 1. 大人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。
〔1〕 医師の治療を受けている人。
〔2〕 1歳未満の乳児。
〔1歳未満の用法がある場合に記載すること。〕
- 1. 調用が遅さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。
〔1. の項目の記載に際し、十分が記載すべき場合は「1.」を記載すること。〕
- 2. 調用に際しては、説明文書をよく読むこと
- 3. 直射日光の当たらない、(湿度の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。
〔〔 〕内は必要とする場合に記載すること。〕

4. 1ヵ月位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

【用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。】

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕
- (2) 小児の用法がある場合、瓶などにより、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。
1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、医薬品のどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔3歳未満の幼児の用法がある場合(塗沫部を除く)・丸薬・散カプセル剤の場合に記載すること。〕
- 2) 幼児は服用させる場合には、医薬品のどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔3歳未満の乳幼児の用法があるチニアフル酸又はゼリードロップ剤の場合に記載すること。〕
- (3) 必ず掌んで服用すること。
〔ゼリードロップ剤の場合に記載すること。〕
- (4) 内服にのみ使用すること。
〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

四、ビタミンE主要製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

【相談すること】

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
（1）医師の治療を受けている人。
（2）薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

服用部位	症状
丘膚	毛疹・発赤、かぶれ
消化器	胃痛不快感

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
便通、下痢

4. 1カ月位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

5. 服用後、生理が予定より早くなり、经血量がやや多くなったりすることがある。出血が多く続く場合は、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

【用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。】

（1）小児に服用させる場合は、保管者の指導監督のもとに服用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合、測定により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕

（2）〔小児の用法がある場合、測定により、次につかえることのないよう、よく注意すること。〕
1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がどのにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔5歳未満の幼児の用法がある製剤（毛泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕

2) 幼児に服用させる場合には、薬剤がどのようにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔3歳未満の乳幼児の用法があるチニアフル塗又はゼリーフロップ剤の場合に記載すること。〕

（3）必ずおんて服用すること。

【セリーフロップ剤の場合に記載すること。】

（4）内服のみ使用すること。

【アンブル剤の場合に記載すること。】

【保管及び取扱い上の注意】

- （1）直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
（2）小児の手の届かない所に保管すること。
（3）他の容器に入れないこと（誤用の原因になったり品質が変わる）。
〔容器等の量々に至適表示がなされていて、誤用のおそれがない場合は記載しなくてもよい。〕

【外傷の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

【注意】

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
（1）医師の治療を受けている人。
（2）薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔1. の項目の記載に際し、十分な医薬ヘルスがない場合には1' を記載すること。〕
2. 服用に際しては、説明文書をよく読みること
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

IV. ビタミンB₁主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 腹用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに腹用を中心としたこの文書を持つて医師、薬剤師又は腎臓病患者に相談すること

関係部位	毛髪 ⁽¹⁾	生椗 ⁽²⁾	糞 ⁽³⁾
消化器	生き血・嘔吐 ⁽²⁾ 、口内炎 ⁽³⁾		

(1) は、シコチアミンを含有する錠剤に、

(2) は、チアミンの塩類並びにチアミンジスルファイト及びその塩類を除くビタミンB₁を含有する錠剤に、

(3) は、フルスルチアミン及びその塩類を含有する錠剤に記載すること。

2. 腹用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、腹用を中心し、この文書を持つて医師、薬剤師又は腎臓病患者に相談すること
散便、下痢

〔チアミンの塩類並びにチアミンジスルファイト及びその塩類を除くビタミンB₁を含むする錠剤に記載すること。〕

3. 1ヵ月位腹用しても症状がよくならない場合は腹用を中心し、この文書を持つて医師、薬剤師又は腎臓病患者に相談すること

【用法及び用量に記述する注意として、用法及び用量の項目に統合して以下を記載すること。】

(1) 小児に腹用させる場合には、保護者の指導監督のもとに腹用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(2) 小児の用法がある場合、測定により、次に表記する場合には、そのいずれかを記載すること。〕

1) 3歳以上の幼児に腹用させる場合には、薬剤がどのにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（嘔吐症を除く）・丸剤・散カプセル剤の場合に記載すること。〕

2) 乳幼児に腹用させる場合には、薬剤がどのにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリーパッドロップ剤の場合に記載すること。〕

(3) 必ずからんで腹用すること。
〔ゼリー・パッドロップ剤の場合に記載すること。〕
(4) 内服にのみ使用すること。

V. ビタミンB₂主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

症状部位	症状
消化器	胃部不快感、胃部痙攣感、食欲不振、吐き気・嘔吐 〔リボフラビン酸塩エヌステルを含有する製剤に記載すること。〕

2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増進が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

下痢

〔リボフラビン酸塩エヌステルを含有する製剤に記載すること。〕

3. 1ヵ月位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

【用法及び用量に記述する注意として、用途及び用量の項目に続けて以下を記載すること。】

- (1) 小児に服用させる場合には、医療者の指導監督のもとに服用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

- (2) 小児の用法がある場合、特ににより、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。

- 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がどのにつかえることのないよう、よく注意すること。

- 〔5歳未満の幼児の用法がある絶対（発泡錠を除く）・丸剤・散剤セカルブの場合は記載すること。〕

- 2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

- 〔3歳未満の乳幼児の用法があるチニアブル錠又はゼリーパドロップ剤の場合は記載すること。〕

- (3) 必ずかんで服用すること。

〔ゼリーパドロップ剤の場合に記載すること。〕

- (4) 内服にのみ使用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない、(湿気の少ない)涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔() 内は必要とする場合に記載すること。〕

VI. ビタミンB₆主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 脳用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は医療販売者に相談すること

添付文書	吐き気・嘔吐、食欲不振、頭部悪感
〔ビリドキサールリン酸エステル水和物を含有する製剤に記載すること。〕	

2. 1ヵ月位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は医療販売者に相談すること

〔用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に統合して以下を記載すること。〕

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(2) 小児の用法がある場合、瓶形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。

1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬瓶などにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある瓶形（空泡錠を除く）・丸剤・散剤アセト酸の場合に記載すること。〕

2) 乳幼児に服用させる場合には、薬瓶がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔3歳未満の乳幼児の用法があるチエアブル錠又はゼリーボトル・ドロップ剤の場合に記載すること。〕

3) 必ず手からして服用すること。

〔ゼリーボトル・ドロップ剤の場合に記載すること。〕

4) 内服にのみ使用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない、(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。

〔()内は必要とする場合に記載すること。〕

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 飲の管等に入れ替えないこと。(服用の原因になつたり品質が変わる。)

〔空器等の器具に至適表示がなされていて、錠用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外盒の容器又は外盒の袋包に記載すべき事項】

VII. ビタミンC主薬錠

〔容器等の個々に注意表示がなされていて、服用のおそれがない場合には記載しないで
よい。〕

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 履用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は薬理学者に相談すること
2. 履用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合は、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は薬理学者に相談すること

下痢

3. 1ヵ月位履用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師、薬理学者に相談すること

〔用法及び用量に留意する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(2) 小児の用法がある場合、剂量により、次に該当する場合には、そのいずれかを選択すること。

- 1) 3歳以上の児児に服用させる場合には、薬剤師がどのようにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（延年錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕

2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤師がどのようにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔3歳未満の乳幼児の用法があるチエアフル錠又はゼリーパードロップ剤の場合に記載すること。〕

- 3) 必ずからんで服用すること。

〔ゼリーパードロップ剤の場合に記載すること。〕

- 4) 内服のみ服用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び注意上の注意

- 1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合はに記載すること。〕
- 2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- 3) 他の容器に入れ替えないこと（服用の原因になつたり品質が変わること。）。

Ⅲ. ピタミンAD主要製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

【相談すること】

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 妊娠3ヶ月以内の妊娠、妊娠していると思われる人又は妊娠を希望する人。
(妊娠3ヶ月目から妊娠3ヶ月までの間にピタミンAを1日10,000国際単位以上授乳した妊娠から生まれた児に先天性異常の報告が上昇したとの報告がある。)
 - (3) 1歳未満の乳児。
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

皮膚	かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐

【1歳未満の乳児】

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

皮膚	かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐

【1歳未満の乳児】

2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

4. 1カ月位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、

薬剤師又は登録販売者に相談すること
【用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること】

- (1) 小児に服用させる場合には、医師の指導監督のもとに服用させること。
【小児の用法及び用量がある場合に記載すること。】
- (2) 【付属の用法がある場合、瓶形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。】
 - 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。
2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。
【3歳未満の乳幼児の用法がある場合は、発泡錠を除く・丸薬・軟カプセル剤の場合に記載すること。】
 - (3) 必ずかんで服用すること。

IV. ビタミンB₂B₆主薬剤

【添付文書等に記載すべき事項】

組成すること

1. 屋用を、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症状
消化器	吐き気・嘔吐感・食欲不振感・胃痛(腹痛)。

(1) は、リボフラビン塗膜エステルを含有する製剤に、
2) は、ビリドキサールリン塗膜エステル水和物を含有する製剤に記載すること。)

2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

下痢

(リボフラビン塗膜エステルを含有する製剤に記載すること。)

3. 1ヵ月位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

【用法及び用量に記述する注意として、用法及び用量の項目に統一して以下を記載すること。】

(1) 小児に服用をされる場合には、医療者の指導監査のもとに服用させること。

(2) 小児の用法がある場合には、薬液により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。】

1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がどのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

【5歳未満の幼児の用法がある鉄剤(電池鉄を除く)・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。】

2) 幼児に服用させる場合には、薬剤がどのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

【3歳未満の乳幼児の用法があるチアブアル錠又はゼリードロップ剤の場合に記載すること。】

(3) 必ず手で服用すること。

【ゼリードロップ剤の場合に記載すること。】

(4) 内服にのみ使用すること。

【アンブル酒の場合に記載すること。】

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない、涼しい所に(密栓して)保管すること。

(2) 内は必要とする場合に記載すること。】

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと(服用の原因になったり品質が変わること)。

【容器等の量々に至適表示がなされていて、服用のおそれがない場合は記載しなくてよい。】

【外観の差異又は外瓶の本体に記載すべき事項】

注意

1. 服用に際しては、説明文書をよく読みこと

2. 直射日光の当たらない、涼しい所に(密栓して)保管すること。

(2) 内は必要とする場合に記載すること。】

X. ピタミンE C主要製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 産婦の治療を受けている人。

(2) 薬などによりアレルギー反応を起こしたことがある人。

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

薬理部位	症状
皮膚	発赤・腫瘍・かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐、胃部不快感

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状が持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
便意、下痢

4. 1ヵ月位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

5. 服用後、生理が予定より早くきたり、出血量がやや多くなったりすることがある。出血が長く続く場合は、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

【用法及び用量に警鐘する注意として、用法及び用量の欄目に続けて以下を記載すること】

(1) 小児は服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

【小児の用法及び用量がある場合は、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。】

(2) (小児の用法がある場合、瓶形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。)
1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤師のどにつかえることのないよう、よく注意すること。
【5歳未満の幼児の用法がある経口・丸薬・軟カプセル剤の場合に記載すること。】
2) 幼児に服用させる場合には、薬剤師のどにつかえることのないよう、よく注意すること。
【3歳未満の乳幼児の用法があるチアブロップ剤はセリードロップ剤の場合に記載すること。】
(3) 必ずからで服用すること。
【セリードロップ剤の場合に記載すること。】

(4) 内服のみを使用すること。

【アンブル剤の場合に記載すること。】

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない、涼しい所に(密栓して)保管すること。

(2) () 内は必要とする場合に保管すること。

(3) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと(服用の原因になつたり品質が変わる。)。

【容器等の置き方に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてよい。】

【外部の容器又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 薬などによりアレルギー反応を起こしたことがある人。

1'. 薬用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

【1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には「」を記載すること。】

2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

3. 直射日光の当たらない、涼しい所に(密栓して)保管すること

() 内は必要とする場合に記載すること。

XI. ビタミンB₁B₆B₁₂主要製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

【添付する事項】

1. 履用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販賣者に相談すること。

開封後立 皮膚	発疹
吐き気・嘔吐 ⁽¹⁾ 、口内炎 ⁽²⁾ 、食欲不振 ⁽³⁾ 、頭痛 ⁽⁴⁾ 、腹痛 ⁽⁵⁾	

(1) は、シコチアミンを含有する製剤に、

(2) は、チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミンB₆を含有する製剤に、

(3) は、フルスルチアミン及びその塩類を含有する製剤に、

(4) は、ビリドキサールリン酸エステル水和物を含有する製剤に記載すること。)

2. 履用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の特徴又は増強が見られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販賣者に相談すること。
頭痛、下痢

〔チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミンB₁を含有する製剤に記載すること。〕

3. 1ヵ月位履用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販賣者に相談すること。

（用途及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。）

(1) 小児に服用させる場合には、医療者の指導監督のもとにて服用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(2) (小児の用法がある場合、概形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。)

1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤師のどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔5歳未満の幼児の用法がある場合は、発泡錠を除く・丸剤・散剤・セル剤の場合に記載すること。〕

2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤師のどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔3歳未満の乳幼児の用法があるチニアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

(3) 必ずからで服用すること。

9. 洗腸薬

I. 洗腸（成型）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

通用しないこと

（専用すると、効果が减弱し（いわゆる“なれ”が生じ）薬剤にたよりがちになる。）

相談すること

1. 次の人は専用前に医師、薬剤師又は整腸薬患者に相談すること

（1）医師の治療を受けている人。

（2）妊娠又は妊娠していると思われる人。

（3）1歳未満の乳児。（乳早産の危険があるので専用しないことが望ましい。）

（4）1歳未満の乳児。

（5）次の症状のある人。

はげしい腹痛、吐き気・嘔吐、痔出血。

（6）次の診断を受けた人。

心臓病。

1'. 専用が適さない場合があるため、専用前に医師、薬剤師又は整腸薬患者に相談すること

（1. の項目の記述に表し、十分な記述スペースがない場合には1'」を記載すること。）

2. 専用に際しては、説明文書をよく読むこと

3. 直射日光の当たらぬ（湿気の少なり涼しい所に）専用すること

【その他の注意】

次の症状があらわれることがある

立ちくらみ、肛門部の熱感、不快感

（用法及び用量に記述する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。）

（1）本剤専用後は、便意が強まるまで、しばらくおまんすこと。

（使用後、すぐに排便を試みると薬剤のみ排出され、效果がみられないことがあります。）

（2）小児に専用させる場合は、保護者の指導監督のもとに専用をさせること。

（小児の用法及び用量がある場合に記載すること。）

（3）特に乳幼児の場合には、安易な専用を避け、洗腸にたよりすぎないよう注意すること。

（乳幼児の用法及び用量がある場合に記載すること。）

（4）空腹にのみ専用すること。

保管及び取扱い上の注意

II. 治療（希望型）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

連用すると、効果が减弱し、“いかかる“が生じ）薬剤にたよりがちになる。)

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。
- (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

（流早産の危険性があるので使用しないことが望ましい。）

- (3) 1歳未満の乳児。

（1歳未満の用法がある場合に記載すること。）

- (4) 高齢者。

（5）次の症状のある人。

はげしい頭痛、吐き気・嘔吐、痔出血

- (6) 次の診断を受けた人。

心臓病

（5）次の症状のある人。

はげしい頭痛、吐き気・嘔吐、痔出血

- (6) 次の診断を受けた人。

心臓病

2. 2～3回服用しても効果がない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

その他の注意

次の症状があらわれることがある

立ちくらみ、紅斑症の感覚、不快感

【用法及び用量に記述する注意として、用法及び用量の項目に記載すること。】

(1) 定められた濃度に希釈して、よくかき混ぜること。

(2) 本液服用後は、便意が強まるまで、しばらくがまんすること。

（便解栓、すぐに排便を終めると薬剤のみ排出され、効果がみられないことがある。）

(3) 小児に服用させる場合には、保管者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(4) 年に乳幼児の場合は、安易な使用を避け、注意によりすきないよう注意すること。

〔乳幼児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(5) 泌尿にのみ使用すること。

保管及び貯蔵上の注意

(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

III. グリセリン坐薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

通用すると、效果が减弱し（いわゆる“なれ”が生じ）薬効にたよりがちになる。)

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。
- (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。
- (3) 高齢者。

- (4) 次の症状のある人。
〔流産の危険性があるので使用しないことが望ましい。〕

- (5) 息苦しさ。

- (6) 次の症状のある人。
〔はげしい頭痛、吐き気・嘔吐、痔出血〕

- (7) 次の診断を受けた人。
〔心臓病〕

2. 2～3回使用しても効果がない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

その他の注意

次の症状があらわれることがある
立ちくらみ、肛門部の刺激感、腹部不快感

【用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に記載で以下を記載すること。】

- (1) 本剤使用後は、便通が整まるまで、しばらくがまんすること。
〔使用後、すぐに排便を試みると直腸のみ排泄され、効果がみられないことがある。〕

- (2) 小児に使用させる場合には、保管者の指導監督のもとに使用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

- (3) 特に幼児の場合には、安易な使用を避け、涼暖にたよりすぎないよう注意すること。

〔幼児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

- (4) 本剤が軟らかい場合には、しばらく冷やした後に使用すること、また、硬すぎる場合には、軟らかくなった後に使用すること。

- (5) 肛門のみ使用すること。

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

IV. ピザニジル坐薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと 差ししないこと

(常服用すると、效果が减弱し、(いわゆる“なれ”が生じ) 薬剤によりがちになる。)

相殺すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔(1) 医師の治療を受けている人。
(2) 登録又は妊娠していると思われる人。
(3) 次の症状のある人。
は行い難い薬物、吐き気・嘔吐〕

- 1'. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔(1) の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1'、場合には1''を記載すること。〕
2. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 曜射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること
〔(1) 内は必要とする場合に記載すること。〕

2. 2～3回使用しても効果がない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

その他の注意

次の症状があらわれることがある。

肛門部の刺激感、腹痛不快感、腹痛

〔用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 本剤使用後は、便意が進まるまで、しばらくがまんすること。
(使用後、すぐに排便を試みると薬剤のみが排出され、効果がならないことがあります。)
(2) 小児に使用させる場合は、厚生省の指導監査のもとに使用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕
(3) 特に幼児の場合には、安易な使用を避け、完膚にたよりすぎないよう注意すること。
〔幼児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

- (4) 本剤が軟らかい場合には、しばらく冷やした後に使用すること。また、硬ずきる場合には、柔らかくなった後に使用すること。
(5) 肛門にのみ使用すること。

保管及び取扱い上の注意

- (1) 曜射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。
〔(1) 内は必要とする場合に記載すること。〕
(2) 小児の手の届かない所に保管すること。
(3) 地の影響に入れないこと(製品の質感になつたり品質が変わる)。
〔容器等の個々に主張表示がなされていて、製用のおそれのない場合には記載しなくて

よい。〕

【外盒の答覆又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔(1) 医師の治療を受けている人。
(2) 登録又は妊娠していると思われる人。
(3) 次の症状のある人。
は行い難い薬物、吐き気・嘔吐〕

- 1'. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔(1) の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1'、場合には1''を記載すること。〕
2. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 曜射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること
〔(1) 内は必要とする場合に記載すること。〕

10. 聰虫藻

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる。)

1. 本剤を服用している者は、次のいずれの医薬品も服用しないこと
他の薬物、ヒマシ油⁽¹⁾、漢方薬⁽²⁾、漢方茶⁽³⁾。

(1) は、漢方成分を含有しない製剤に、

(2) は、漢方成分を含有する製剤に記載すること。)

2. 授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること
「センナ又はダイオウを含有する製剤に記載すること。」

3. 〇〇以上続けて服用しないこと

なお、再度服を必要とする場合は、1カ月以上の間隔をおくこと。
〇〇は承認内容により、回数又は日数を記載すること。)

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。
(2) お年寄り又は妊娠していると思われる人。
(3) 1歳未満の乳児。

(1)歳未満の用法がある場合に記載すること。)

(4) 腹痛者。

【グリチルリチン酸毎を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は
甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上)含有する製
剤に記載すること。】

(5) 麻などによりアレルギー症状を起こしたことのある人。

(6) 次の症状のある人。

けいれん⁽¹⁾、むくみ⁽²⁾、ほばしい腹痛⁽³⁾。

(1) は、ビペラジン類を含有する製剤に、

(2) は、グリチルリチン酸毎を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上
又は甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上)
含有する製剤に、

(3) は、センナを含有する製剤に記載すること。】

(7) 次の診断を受けた人。

脳溢血⁽¹⁾、腎臓病⁽²⁾、貧血⁽³⁾、著しい栄養障害⁽²⁾、高血圧⁽³⁾、心臓病⁽³⁾。

(1) は、サントニンを含有する製剤に、

(2) は、ビペラジン類を含有する製剤に、

(3) は、グリチルリチン酸毎を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上
含有する製剤に記載すること。】

又は甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上)
含有する製剤に記載すること。)

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止

し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

部位	症状
皮膚	発疹・湿疹、かゆみ
消化器	胃痛、腹痛、吐き気・嘔吐、食欲不振 ⁽¹⁾ 、
精神神経系	頭痛、めまい、けいれん ⁽¹⁾ 、
その他	倦怠感 ⁽¹⁾⁽²⁾

(1) は、ビペラジン類を含有する製剤に、
(2) は、ハモ酸ビルビニウムを含有する製剤に記載すること。)

まれに下記の重篤な症状が起ることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名前	症状
偽アルドステロン症	手足のだるさ、しびれ、つっぱり感やこわばりに加えて、頭 ミオパチー
力感、筋肉痛があらわれ、徐々に悪くなる	
【グリチルリチン酸毎を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は 甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上)含有する製剤 に記載すること。】	

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見
られた場合には、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相
談すること。

口のかねき ⁽¹⁾ 、便祕 ⁽²⁾ 、下痢 ⁽²⁾ 、腹氣 ⁽²⁾	(1) は、サントニン、カイニン酸又はマクリを含有する製剤に、 (2) は、ビペラジン類を含有する製剤に記載すること。】
---	---

4. 服用しても効果がみられない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又
は登録販売者に相談すること。

【他の注意】
一時的に物が黄色く見えたり、耳なりがあらわれることがあるが、これらの症状が翌朝ま
で持続した場合には、翌朝分の服用を中止すること。
【サントニンを含有する製剤に記載すること。】

【用法及び用量】記載する注意として、用法及び用量の項目に統合して以下を記載すること。

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

【小児の用法及び用量がある場合に記載すること。】

(2) 小児の用法がある場合、両形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記
載すること。】

- 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、医師のどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔5歳未満の幼児の用生がある範囲（発達途と除く）・大齧の場合は記載すること。〕
- 2) 少兒に服用させる場合には、薬師がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。
- 〔3歳未満の用生及び用量を有する丸剤の場合に記載すること。〕
- (3) 便器生の人は本薬服用後、虫を排泄するため、適宜糞下薬を用いること。
- 〔糞下成分を含有しない製剤に記載すること。〕
- (4) よく舐つてから服用すること。
〔ハモ酸ビニウムを含有する軟膏に記載すること。〕
- (5) 鮎に色がつかないように、かますにそのまま服用すること。
〔ハモ酸ビニウムを含有する軟膏以外の製剤に記載すること。〕

〔成分及び分量に記載する注意として、成分及び分量の項目に統合して以下を記載すること。
本剤服用時に尿又は便が赤く着色することがある。
〔ハモ酸ビニウムを含有する軟膏以外の製剤に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（遮光の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 犁の苦手に入れ替えないこと。
〔医療等の権限に至適表示がなされていて、服用のおそれがない場合には記載しなくてよい。〕
- (4) 手指、衣服についた場合は、直ちに石けん又は洗剤でよく洗淨すること。
〔ハモ酸ビニウムを含有する軟剤に記載すること。〕

【外包装の整理又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

- 接種中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること
〔セントナムはダイオウを含有する製剤に記載すること。〕
- 次の人は服用前に医師、薬剤師又は医療販売者に相談すること
 - 医師の治療を受けている人。
 - 妊婦又は妊娠していると思われる人。
 - 1歳未満の乳児。
- 高齢者。

〔1歳未満の用生がある場合に記載すること。〕
- 〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

1.1. 鼻炎用点鼻薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起りやすくなる)

1. 次の人は使用しないこと
本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(リドカイン、リドカインヒドラミン塗敷塗又はジフェンヒドラミンを含有する製剤に記載すること。)

2. 授乳中の人は本剤を使用しないか、本剤を飲用する場合は授乳を避けること
【ジフェンヒドラミン塗敷塗又はジフェンヒドラミンを含有する製剤に記載すること。】

3. 長期連用しないこと
【ジフェンヒドラミン塗敷塗又はジフェンヒドラミンを含有する製剤に記載すること。】

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。
(2) 紅斑又は妊娠していると思われる人。
(3) 痒などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
(4) 次の診断を受けた人。

高血圧、心臓病、糖尿病、甲状腺機能亢進症、精神疾患

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

部位		症状
皮膚	搔痒・発赤・かゆみ	
鼻	鼻閉、呼吸困難	

まれに下記の重篤な症状が起こることがある、その場合は直ちに医師の診察を受けること。

症状	
ショック	使用後すぐに、皮膚のがゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどの痛み、息苦しさ、輪状、意識の混迷等

(アナフィラキシー) があらわれる。

3. 3日間使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

【用法及び用量に記載する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。】

- (1) 通常に使用すると、おえつて盛づまりを起すことがある。
- (2) 小児に使用させる場合には、保管者の指導監督のもとに使用させること。

1.2. 鼻炎用内服薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・毒性が起こりやすくなる)

1. 次の人は服用しないこと

(1) 本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔メキタシン、ゾイドエフェドリン塩酸塩又はゾイドエフェドリン塩酸塩を含有する製剤に配慮すること。〕

(2) 15歳未満の小児。

〔プロメタシン塩酸塩又はプロメタシンメチレン二キラチル酸塩を含有する製剤に起業すること。〕

(3) 次の症状のある人。

前立腺肥大による排尿困難

〔ゾイドエフェドリン塩酸塩又はゾイドエフェドリン塩酸塩を含有する製剤に起業すること。〕

(4) 次の影響を受けた人。

高血圧、心臓病、甲状腺機能亢進症、糖尿病

〔ゾイドエフェドリン塩酸塩又はゾイドエフェドリン塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

2. 本剤を服用している間は、次のいずれの医薬品も使用しないこと
他の薬物用内服薬、抗ヒスタミン薬を含有する内服薬等（かぜ薬、解熱止痛薬、鎮咳薬、アレルギー用薬等）。胃腸薬等塩酸

〔(1)は、副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること。〕

3. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと

〔民法等があわれることがある。〕¹⁾

〔呼吸器のかゆみ、異常にまぶしさ等の症状があらわれることがある。〕²⁾

〔(1)は、副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること。〕

2)は、副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること。〕

4. 授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

〔母乳に移行して乳児の脈が速くなることがある。〕

〔ジフェンヒドラミン塩酸塩、ジエンドラミン塩酸塩、タンニン酸ジフェンヒドラミン又はロートエキスを含有する製剤に記載すること。〕

ただし、()内はロートエキスを含有する製剤にのみ記載すること。〕

5. 長期連用しないこと

【添付すること】

1. 衣の人は服用前に医師、薬剤師又は空腹時死者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

(3) 授乳中の人の

〔メキタシン、ゾイドエフェドリン塩酸塩、一メチルエフェドリン塩酸塩、トリプロリジン塩酸塩水和物、ゾイドエフェドリン塩酸塩又はゾイドエフェドリン塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

また、安息香酸ナトリウムカフェイン、無水カフェイン又はカフェイン水和物を無水カフェインとして1回分量100mg以上を含有する製剤に記載すること。

ただし、「してはいけないこと」の4. を記載した製剤にあっては記載しない。〕

(4) 高齢者。

(5) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(6) かぜ薬、気管支炎薬、鼻炎用内服薬等により、不眠、めまい、疲労感、睡え、動悸を起こしたことがある人。

〔ゾイドエフェドリン塩酸塩又はゾイドエフェドリン塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

(7) 次の症状のある人。

高熱、伴展困難、むくみ¹⁾

〔(1)は、グリチルリチン酸等を1日最大用量がグリチルリチン酸として40mg以上又は告草として1g以上（エキス液については厚生省に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

(8) 次の影響を受けた人。

寝内障、糖尿病²⁾、甲状腺機能亢進症^{1), 2)}、心臓病^{1), 2)}、高血圧^{1), 2)}、腎臓病²⁾

〔(1)は、フェニレフリン塩酸塩、d-メチルエフェドリン塩酸塩、l-メチルエフェドリン塩酸塩又はメトキシフェニテミン塩酸塩を含有する製剤に、
(2)は、グリチルリチン酸等を1日最大用量がグリチルリチン酸として40mg以上又は告草として1g以上（エキス液については厚生省に換算して1g以上）含有する製剤に。〕

(9) ノアミン塩酸無効塩¹⁾（セレキリント塩酸塩等）で治療を受けている人。

〔ゾイドエフェドリン塩酸塩又はゾイドエフェドリン塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

2. 鼻用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止

し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

説明項目	症状
皮膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐、食欲不振
精神神経系	めまい、不眠、神経過敏 ¹⁾ 、頭痛 ²⁾ 、けいれん ³⁾
泌尿器	排尿困難
その他	頭のぼり ⁴⁾ 、異常なまぶしさ ⁵⁾

(1) は、アソイドニエドリン塩酸塩又はアソイドエフェドリン塩酸塩を含有する製剤に。

(2) は、副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること。

まれに下記の重篤な症状が起ることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症状
ショック	服用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、(アナフィラキシー) くしゃみ、のどのかゆみ、鳴き声、乾燥、毛髪の退満 ⁶⁾ 等があられる。
肝機能障害 ⁷⁾	発熱、かゆみ、発赤、黄疸(皮膚や白目が黄色くなる)、倦怠感、全身のだるさ、食欲不振等があらわれる。
筋肉痙攣 ⁸⁾	手足のこるさ、しびれ、つっぱり感やこわばりに加えて、腓力感、筋肉痙攣があらわれ、徐々に強くなる。
再生不良性貧血 ⁹⁾	青ざさ、墨色、苦ぐきの出血、発熱、皮膚や粘膜が青白くみえる。舌苔感、鼻台感、動悸、息切れ、気分が悪くなりくる。
無顆粒球症 ¹⁰⁾	体温の高熱、さむけ感、どの痛み等があらわれる。
悪性組織球症 ¹¹⁾	寒熱、発汗、ぼやっとする、手足の発熱、身体のこわばり、話しづらい、よだれが出る。飲み込みにくく、脈が速くなる。呼吸数増加、血圧上昇等があらわれる。
血小板減少 ¹²⁾	血液中の成分である血小板の数が減ることにより、鼻血、歯ぐきからの出血、腫瘻等の出血症状があらわれる。
急性浮腫性発疹性蕁麻疹	高熱、皮膚の広範囲の発疹・発赤、赤くなつた皮膚上に小さなブツブツ(小膿泡)が出来る、全身がだるい、食欲不 ¹³⁾ がない等が持続したり、意識に悪化する。

(1) は、アソイドニエドリン塩酸塩又はアソイドエフェドリン塩酸塩を含有する製剤に。

又は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mgを以含むする製剤に。

(2) は、クロルフェニラミンマレイン酸塩を含むする製剤に。

(3) は、プロメタジン塩酸塩を含むする製剤に。

(4) は、メキタジンを含むする製剤に。

(5) は、メキタジン、メキタジン、アソイドエフェドリン塩酸塩を含有する製剤に。

3. 腹用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、腹用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談された場合には、腹用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相

載すること

口のかわき、頭痛、便秘¹⁴⁾、目のむずみ¹⁵⁾、

(1) は、副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること。

4. 5~6日腹用しても症状がよくならない場合は腹用を中止し、この文書を持って医

師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

【その他の注意】

母乳が出にくくなることがある。

【ロートエキスを含有する製剤に記載すること。】

【用法及び用量に記述する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。】

(1) 小児に腹用させる場合には、医療者の指導監督のもとに腹用させること。

【小児の用法及び用量がある場合に記載すること。】

(2) 小児の用法がある場合、割形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。】

1) 3歳以上の幼児に腹用させる場合には、薬剤がどのようにつかえることのないよう、よく注意すること。

【5歳未満の幼児の用法がある場合(半包を除く)・丸剤・散剤・セハル剤の場合に記載すること。】

2) 2歳未満の乳幼児には、医師の診察を受けさせることを優先し、止むを得ない場合のみ腹用をすること。

【2歳未満の乳幼児の用法を有する製剤に記載すること。】

【保管及び取扱い上の注意】

(1) 直射日光の当たらない、(湿度の少ない)涼しい所に(密封して)保管すること。
【(1) 内は必要とする場合に記載すること。】

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと(誤用の原因になつたり品質が変わること)。

【容器等の個々に至適表示がなされている、誤用のおそれのない場合には記載しなくてよい。】

【外部の容器又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は腹用しないこと
【(1) 本剤又は本剤の成分によりアレルギー反応を起こしたことがある人、
【メキタジン、アソイドエフェドリン塩酸塩又はアソイドエフェドリン塩酸塩を含有する製剤に記載すること。】

(2) 1.5歳未満の小児。
【プロメタジン塩酸塩又はプロメタジンメチレンニオキソナリチニン酸塩を含有する製剤に記載すること。】

すること。】

(3) 以下の症候のある人。

前立腺肥大による排尿困難

【ブサイドエフニドリン塩酸塩又はブサイドエフニドリンドラッグ塩酸塩を含有する製剤に記載すること。】

(4) 以下の影響を受けた人。

高血圧、心臓病、甲狀腺機能障害、糖尿病

【ブサイドエフニドリン塩酸塩又はブサイドエフニドリンドラッグ塩酸塩を含有する製剤に記載すること。】

2. 服用者、薬物又は標榜類の運転操作をしないこと

3. 授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

【ジフェンヒドラミン塩酸塈、ジフェンヒドラミンサリチル酸塈、タンニン塩ジフェニヒドラミン又はロートエキスを含有する製剤に記載すること。】

4. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は薬理販売者に相談すること

(1) 腹痛の治療を受けている人。

(2) 経験又は妊娠していると思われる人。

(3) 授乳中の人。

【メキタジン、dL-アーメチルエフニドリン塩酸塩、L-アーメチルエフニドリンプロリジン塩酸塩水和物、ブサイドエフニドリンドラッグ塩酸塩を含有する製剤に記載すること。】

【安息香酸ナトリウムカフェイン、塗水カフェイン又はカフェイン水和物を含有した。安息香酸ナトリウムカフェインとして1回分量1.0mg以上を含有する製剤に記載すること。】

(4) 高齢者。

(5) 痛などによりアレルギー症状を起こしたことのある人。

(6) かぜ感、鼻炎、鼻炎性鼻炎、鼻炎用内服薬等により、不眠、めまい、脱力感、震え、倦怠を感じたことがある人。

【ブサイドエフニドリン塩酸塩又はブサイドエフニドリンドラッグ塩酸塩を含有する製剤に記載すること。】

(7) 以下の症候のある人。

高血圧、糖尿病、むくみ¹⁾

【¹⁾は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として4.0mg以上又は片量として1.0以上(エキス量に換算して1g以上)含有する製剤に記載すること。】

(8) 次の影響を受けた人。

筋肉痛、糖尿病¹⁾、甲狀腺機能障害¹⁾、心臓病¹⁾、2) 3)、高血圧¹⁾、2)¹⁾、腎臟病²⁾、4)

【¹⁾は、フェニレフリン塩酸塩、dL-アーメチルエフニドリン塩酸塩、L-アーメチルエフニドリン塩酸又はメキタジン塩酸等を含有する製剤に記載すること。】

【²⁾は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として4.0mg以上又は片量として1.0以上(エキス量について原生質に換算して1g以上)含有する製剤に記載すること。】

【³⁾は、ブサイドエフニドリン塩酸塩又はブサイドエフニドリンドラッグ塩酸を含有する製剤に記載すること。】

1.3. 外用痔瘡用薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

1. 次の人は使用しないこと

- (1) 本剤は本剤の成分、毒物によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔リゾチーム塩酸塩、アミノ安息香酸エチル、ジアカイン、ジアカイン塩酸塩、リドカイ
ン、リドカイ因塩酸、塩酸バラチアミノ安息香酸ジエチルアミノエチルを含有す
る坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏類の場合は記載すること。
ただし、「坐剤」はリゾチーム塩酸塩を含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入
の用法をもつ軟膏類の場合にのみ記載すること。〕
- (2) 患部が化膿している人。
〔副腫皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。〕

2. 本剤を使用している場合は、次のいずれの医薬品も使用しないこと

- 抗ヒスタミン剤を含有する内服薬等（はげ薬、頭皮去癢薬、鼻炎用内服薬、乗物酔い薬、
アレルギー用薬等）
〔抗ヒスタミン剤を含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏類の
場合に記載すること。〕

3. 使用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと

〔起立等があらわれることがある〕¹⁾

- （目のかすみ、異常なまぶしさ等の症状があらわれることがある）²⁾
（眼瞼や目のかすみ、異常なまぶしさ等の症状があらわれることがある）³⁾
〔抗ヒスタミン剤又はロートエキスを含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用
法をもつ軟膏類の場合に記載すること。
1)は、抗ヒスタミン剤を含有し、ロートエキスを含有しない製剤に、
2)は、ロートエキスを含有し、抗ヒスタミン剤を含有しない製剤に、
3)は、抗ヒスタミン剤及びロートエキスを含有する製剤に記載すること。〕

4. 哺乳中の人は本薬を使用しないか、本薬を使用する場合は授乳を避けること

〔母乳に移行して乳児の尿が悪くなることがある〕⁴⁾

- 〔ジエンヒドラン塩酸塩、ジエンヒドランアミン又はロートエキスを含有する坐剤（軟
カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏類の場合に記載すること。
ただし、（ ）内はロートエキスを含有する製剤にのみ記載すること。〕

5. 長期連用しないこと

〔副腫皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。〕

- また、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以
上の用法をもつ軟膏類の場合に記載すること。〕

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔1) 医師の診察を受けている人。

〔2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

〔坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏類の場合に記載すること。〕

また、副腫皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。

〔3) 長乳中の人。

〔d-メチルエニドリン塩酸塩を含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法
をもつ軟膏類の場合に記載すること。ただし、「してはいけないこと」の4. を記載した
製剤にあっては記載しない。〕

〔4) 高齢者。

〔d-メチルエニドリン塩酸塩又はロートエキスを含有する坐剤（軟カプセル剤を含
む）又は注入の用法をもつ軟膏類の場合に記載すること。
また、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以
上の用法をもつ軟膏類については原生薬に記載して1g以上）含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏類の場合に記載するこ
と。〕

〔5) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔6) 次の症状のある人。

むくみ、浮腫困難⁵⁾

〔1)は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以
上の用法をもつ軟膏類については原生薬に記載して1g以上）
含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏類の場合に、
2)は、ロートエキス又は抗ヒスタミン剤を含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又
は注入の用法をもつ軟膏類の場合に記載すること。〕

〔7) 次の診断を受けた人。

〔1)は、腎臓病⁶⁾、高血圧⁷⁾、心臓病⁸⁾、糖尿病⁹⁾、甲状腺機能障害¹⁰⁾
〔2)は、ロートエキスを含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ
軟膏類の場合に記載すること。〕

〔1)は、抗ヒスタミン剤を含有し、ロートエキスを含有しない製剤に、
2)は、ロートエキスを含有し、抗ヒスタミン剤を含有しない製剤に、
3)は、抗ヒスタミン剤及びロートエキスを含有する製剤に記載すること。〕

〔1)は、抗ヒスタミン剤を含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をも
つ軟膏類の場合に、
2)は、抗ヒスタミン剤を含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をも
つ軟膏類の場合に、
3)は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以
上の用法をもつ軟膏類については原生薬に記載して1g以上）
含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏類の場合に、
4)は、d-メチルエニドリン塩酸塩を含有する坐剤（軟カプセル剤を含む）又は注
入の用法をもつ軟膏類の場合に記載すること。〕

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は薬作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

4. 10日間位使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症状
皮膚	発赤・発赤、かゆみ、はれ、かぶれ ^① 、乾燥感 ^② 、熱感 ^③ 、ヒリヒリ感 ^④
泌尿器	排尿困難 ^⑤
その他の 薬剤の 場合	刺激感、化膿 ^⑥ 、異常なまぶしさ ^⑦

(1) は、クロミドンを含有する製剤に。

(2) は、ロートエキス又は抗ヒスタミン薬を含有する生剤（軟カプセル剤を含む）又は

注入の用法をもつ軟膏剤の場合に。

(3) は、副腎皮質ホルモンを含有する製剤に。

(4) は、ロートエキスを含有する生剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟

膏剤の場合に記載すること。】

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名前	症状
ショック	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声の嗄れ、くしゃみ、どののかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。
(アナフィラキシー) ^⑧	発汗アレルギー ^⑨ 、ドステロニゼ、ミオペチーノ ^⑩ 手足のだるさ、しびれ、つっぱり感やむちばりに加えて、筋力感、筋肉痛があらわれ、余々に強くなる。
再生不良性貧血 ^⑪	青あざ、鼻血、嘔ぐきの出血、委縮、皮膚や粘膜が蒼白く見える、末梢感、動悸、息切れ、気分が悪くなりにくくなる。
無顆粒球症 ^⑫	突然の高熱、それと同時に発疹があらわれる。

(1) は、リゾチーム塗膜剤、アミノ安息香酸エチル、ジブカイン塗膜剤、ジブカイン

リドカイン塗膜剤、リドカイン又は塗膜ペラブチルアミノ安息香酸ジエチルアミノニチルを含有する生剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に。

(2) は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として4.0mg以上又は体重として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する生剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に。

(3) は、d-（d-）クロロフェニニラミンマレイン酸塩を含有する生剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に記載すること。】

3. 使用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) は、目のかすみ^⑯、眼瞼によりアレルギー症状を起こしたことがある人、ロートエキスを含有する生剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に。

(2) は、抗ヒスタミン剤を含有する生剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に記載すること。】

【外毒の管渠又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと

- (1) 本剤又は本剤の成分、鑑別によりアレルギー症状を起こしたことがある人、リゾチーム塗膜剤、アミノ安息香酸エチル、ジブカイン、ジブカイン塗膜剤、リドカイン塗膜剤、並葉ペラブチルアミノ安息香酸ジエチルアミノエチルを含有する生剤（軟カプセル剤を含む）又は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に記載すること。ただし、「禁忌」はリゾチーム塗膜剤を含有する生剤（軟カプセル剤を含む）又は注

の用途をもつ軟膏剂の場合のみ記載すること。)

(2) 呼吸が困難している人。

[副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。]

2. 使用法、薬物又は機械の選択操作をしないこと

[抗ヒスタミン剤又はロートエキスを含有する生剤(軟カプセル剤を含む)又は注入の用

法をもつ軟膏剤の場合に記載すること。]

3. 義乳中の人は本剤を使用しないか、本剤を使用する場合は授乳を避けること

[ジエンヒドラン塗膜剤、ジフェニヒドラン又はロートエキスを含有する生剤(軟

カプセル剤を含む)又は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に記載すること。]

4. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は整腸薬専門家に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 眠又は妊娠していると思われる人。

[坐剤(軟カプセル剤を含む)又は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に記載すること。

また、副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。]

(3) 授乳中の人。

[d-メチルエドリン塗膜剤を含有する生剤(軟カプセル剤を含む)又は注入の用法

をもつ軟膏剤の場合に記載すること。ただし、3. を記載した製剤にあっては記載しな

い。]

(4) 高齢者。

[d-メチルエドリン塗膜剤又はロートエキスを含有する生剤(軟カプセル剤を含

む)又は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に記載すること。

また、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以

上又は古車として1g以上(ニキス剤については原生薬に換算して1g以上)含有

する生剤(軟カプセル剤を含む)又は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に記載するこ

と。]

(5) 麻などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(6) 次の症状のある人。

[くくみ、排尿困難²⁾、

(1) 又は、グリチルリチン酸等が1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以

上又は古車として1g以上(ニキス剤については原生薬に換算して1g以上)

含有する生剤(軟カプセル剤を含む)又は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に、

2. ロートエキス又は抗ヒスタミン剤を含有する生剤(軟カプセル剤を含む)又

は注入の用法をもつ軟膏剤の場合に記載すること。]

(7) 次の診断を受けた人。

[経方症³⁾、腫瘍病⁴⁾、高血圧^{3), 5)}、心臓病^{1), 2), 3)}、糖尿病⁴⁾、甲状腺機能亢進症⁴⁾、

(1) 又は、ロートエキスを含有する生剤(軟カプセル剤を含む)又は注入の用法をもつ

軟膏剤の場合に、

2. 抗ヒスタミン剤を含有する生剤(軟カプセル剤を含む)又は注入の用法をもつ

軟膏剤の場合に、

3. グリチルリチン酸等が1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以

上又は古車として1g以上(ニキス剤については原生薬に換算して1g以上)

1.4. みずかしたおし用薬

【添付文書等に記載すべき事項】

【してはいけないこと】

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起ころりやすくなる)

1. 人の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔ヨードチンキを含有する製剤に記載すること。〕

2. 次の部位には使用しないこと

(1) 目や目の周囲、粘膜(例えば、口腔、鼻腔、眼等)、陰のう、外陰部等。

(2) 連続。

(3) 痒癬、ただれ、乾燥や外傷のひどい部位。

〔外用剤、軟膏剤又はエアゾール剤の場合に記載すること。〕

3. この文書には使用しないこと

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 乳幼児。

(3) 玄などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(4) 痒癬が原因又は症状の人。

(5) 痒癬が化膿している人。

(6) 「通毛」か、「みずかしたおし」、いんさんたむなし、そにたむなし、かがはつきりしない人。

(陰のうにかみみす・ただれ等の症状がある場合は、過多等他の原因による場合は、多い。)

2. 他の医薬、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持つて医師、薬剤師又は医療販売者に相談すること

〔(1) 呼吸困難、かゆみ、かぶれ、はれ、刺激感、熱感⁽¹⁾⁽²⁾、

皮膚⁽¹⁾、乾燥感⁽²⁾、ヒリヒリ感⁽²⁾〕

(1)は、エコナゾール乳酸生又はクロトリマゾールを含有する製剤に、

(2)は、クロタミトンを含有する製剤に、

(3)は、ミコナゾール乳酸生又はチオニゾールを含有する製剤に、

(4)は、エキザラミド、クロトリマゾール、エコナゾール接着剤、ミコナゾール着剤、チオコナゾール、シクロピロクスサテミン又はトルシクラートを含有する製剤に、

(5)は、ミコナゾール接着剤、チオコナゾール又はトルシクラートを含有する製剤に、

(6)は、エコナゾール乳酸生、ミコナゾール乳酸生、チオコナゾール又はトルシクラー

トを含有する製剤に記載すること。

ただし、「乾燥・つっぱり感」を記載した製剤にあっては「乾燥感」は記載しない。】

まれに下記の重複な症状が起ることがある、その場合は直ちに医師の診断を受けること。

症状の名称	症状
アナフィラキシー様症状	皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ等があらわれる。 〔ヨードチンキを含有する製剤に記載すること。〕

3. 2週間位長用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、

薬剤師又は医療販売者に相談すること。

〔用法及び用量に記載する注記として、用法及び用量の項目に記載すること。〕

- (1) 悪心やその周囲が引けたまま使用しないこと。
- (2) 目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬるま湯で洗い、直ちに眼科の診察を受けること。

(3) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用されること。

(4) 外用のみ使用すること。

(5) 使用前によく振とうすること。

(6) 嘴部まで〇〇cmの距離で噴霧すること。

〔エアゾール剤の場合に当該製品の至適な距離を記載すること。〕

- (7) 同じ箇所に連続して〇〇秒以上噴霧しないこと。
- 〔エアゾール剤の場合は、当該製品の至適な時間隔を3秒を超えない範囲で記載すること。〕

保管及び貯藏上の注意

(1) 雷射日光の当たらない、(温度の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。

〔(1) 内は必要とする場合に記載すること。〕

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れない、また、(誤用の原因になつたり品質が変わら。)
〔苦味等の旨々に至適表示がなされていて、誤用のおそれがない場合には記載しなくてよい。〕

【外部の容器又は外部の袋包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔ヨードチンキを含有する製剤に記載すること。〕

2. 次の部位には使用しないこと

(1) 目や目の周囲、毛髪(特に、口唇、鼻孔、豎等)、陰のう、外陰部等。

15. 緊急消炎薬

- (2) 透形。
(3) 透潤、ただれ、乾燥や外傷のひどい患部。
〔外用液剤、軟膏剤又はエアゾール剤の場合に記載すること。〕
3. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
- (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 乳幼児。
 - (3) 麻などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 - (4) 患部が腫瘍又は広範囲の人。
 - (5) 患部が化膿している人。
 - (6) 「湿疹」か「みずたし、いんきんたむ」と書いたり、「かぶつまし」か「はつきりしない人」。
- 3'. 使用が適さない場合はあるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。
〔3. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には3'、を記載すること。〕
4. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
5. 直射日光の当たらない、通気の少ない涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
6. 大気に近づけないこと
〔引火性液剤又はニアゾール剤の場合に記載すること。〕

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

〔守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起りやすくなる〕

1. 次の部位には使用しないこと

〔薬剤皮膚ホルモンを含有する製剤に重複すること。〕

(1) 水痘（水ぼうそう）、みずむし・たむし等又は化膿している患部。

(2) 目の周囲、粘膜等

〔エアゾール剤の場合に記載すること。〕

2. 薬面には、直射日光に使用しないこと

〔薬剤皮膚ホルモンを含有する製剤に重複すること。〕

3. 長期連用しないこと

〔薬剤皮膚ホルモンを含有する製剤に重複すること。〕

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔医師の治療を受けている人。〕

〔妊娠又は妊娠していると思われる人。〕

〔薬剤皮膚ホルモンを含有する製剤に重複すること。〕

〔3. の項目によりアルギー症状を起こすことがある人。〕

〔4. 患部が広範囲の人。〕

〔薬剤皮膚ホルモンを含有する製剤に重複すること。〕

〔5. 連鎖やただれのひどい人。〕

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中心し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	主訴
皮膚	発赤・発熱、かゆみ、はれり、かぶれり、乾燥感。
皮膚 (眼部)	刺激感、痛み、ヒリヒリ感。 みずむし・たむし等の白瘡が、にきび、化膿症。

〔1. は、抗ヒスタミン剤を含むする製剤に。〕

〔2. は、クロロタミトンを含むする製剤に。〕

〔3. は、薬剤皮膚ホルモンを含有する製剤に記載すること。〕

3. 5～6日間使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること。

【用法及び用量に同意する注意として、用法及び用量の項目に統けて以下を記載すること。】

- (1) 小児に使用させる場合には、医療者の指導監督のもとに使用させること。
- (2) 目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合は、すぐに水又はぬるま湯で洗うこと。なお、症状が重い場合には、眼科医の診察を受けること。
- (3) 外用にのみ使用すること。
- (4) 使用前によく振とうすること。
【必要な場合に記載すること。】
- (5) 必要な量まで〇〇ｃｍの距離で噴霧すること。
- (6) 同じ箇所に連続して〇秒以上噴霧しないこと。
【エアゾール剤の場合に当該製品の至適な距離を記載すること。】
- (7) 同じ箇所に連続して〇秒以上噴霧しないこと。
【エアゾール剤の場合に当該製品の至適な時間 3秒を超えない範囲で記載すること。】

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（完全して）保管すること。
【（ ）内は必要とする場合に記載すること。】
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（駆用の原因になつたり品質が変わる。）
【容器等の個々に至適表示がなされていて、駆用のおそれがない場合には記載しなくてもよい。】

【外包装の文又は外盒の袋に記載すべき事項】

注意

1. 次の部位には使用しないこと

- (1) 本液（水）
【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】
- (2) 目の周围、粘膜等。
【エアゾール剤の場合に記載すること。】

2. 痂面には、

- 【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】
- (1) 医師の治療を受けている人。
【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】
- (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。
【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】

3. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。
【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】
- (2) 来などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】
- (3) 患者が妊娠の人。
【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】
- (4) 妊娠やただれのひどい人。
【副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。】
- (5) 満月やだれのひどい人。